

米子市PPP/PFI手法導入 優先的検討の基本方針 の策定について

米子市総務部調査課
平成30年4月

1. 策定の目的

市が自ら公共施設等を整備する「従来型手法」に優先して「PPP/PFI手法」の導入を検討するための基本方針を策定



- 新たな事業機会の創出・民間投資の喚起
- 地域経済の発展・活性化
(地元企業の参画が基本)
- 効率的・効果的な公共施設等の整備
- 市民サービスの質の向上

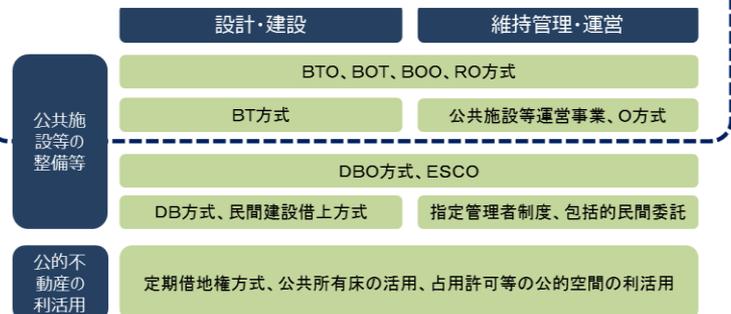
PPP/PFIとは

PPP(Public-Private-Partnership)

公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的な使用や行政の効率化等を図るもの

PFI(Private-Finance-Initiative)

PFI法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法



2. 国の動向及び米子市の取組み

国の動向

H27.8

総務省「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項」

・公共施設等の維持更新・集約化等へのPPP/PFI等の導入を推進

H27.12

内閣府「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」

・多様なPPP/PFI手法の拡大を図るため、人口20万人以上の地方公共団体に対し、優先的検討規程を策定することを要請

H29.5

内閣府「PPP/PFI推進アクションプラン（平成29年改定版）」

・地域の実情や運用状況を踏まえ、人口20万人未満の地方公共団体への優先的検討の適用を拡大

米子市の取組み

H29.4

内閣府支援措置「優先的検討運用支援」に応募

・優先的検討規程の策定を目的として内閣府支援措置に応募、支援決定

H29.5

「第3次米子市行財政改革大綱」

・「PPP/PFIの推進」を取組項目に追加

H30.3

「米子市PPP/PFI手法導入優先的検討の基本方針」の策定

・公共施設等の整備に当たり、PPP/PFI手法の導入を優先的に検討する仕組み・体制の構築を図ることを目的に策定

3. 対象とするPPP/PFI手法

公共施設等の設計・建設・改修、維持管理・運営等を伴う方式

BTO方式

- 民間事業者が公共施設等を設計・建設
- 施設完成直後に市へ施設の所有権を移転
- 民間事業者が施設の維持管理・運営を行う

BOT方式

- 民間事業者が公共施設等を設計・建設し、維持管理・運営等を行う
- 事業終了後に、市へ施設の所有権を移転

BOO方式

- 民間事業者が公共施設等を設計・建設し、維持管理・運営等を行う
- 事業終了時点で施設を解体・撤去するなど、市への施設の所有権移転のない方式

BT方式

- 民間事業者が公共施設等を設計・建設
- 市へ施設の所有権を移転

RO方式

- 既存の公共施設等の所有権を市が有したまま、民間事業者が施設を改修し、改修後に維持管理・運営等を行う

公共施設等の維持管理・運営等を行う方式

公共施設等運営事業 (コンセッション)

- 利用料金を収受する公共施設等について、市が所有権を有したまま、民間事業者が運営権を取得し、施設の維持管理・運営等を行う

O方式

- 民間事業者に公共施設等の維持管理・運営等を長期契約等により一括発注や性能発注を行う

DBO方式

- 民間事業者に公共施設等の設計・建設の一括発注と、維持管理・運営等の一括発注を包括して発注
- 資金調達や工事発注、所有は市が担う

ESCO事業

- 施設の省エネルギーに関する包括的なサービス（省エネ設計・工事・保守・運転管理・効果検証など）を民間事業者が市へ提供
- 得られる省エネ効果を民間事業者が保証し、削減した光熱水費の中から事業者のESCOサービス経費と、顧客（市）の利益を生み出す事業

指定管理者制度

- 市が公の施設の維持管理・運営等を、管理者として指定した民間事業者に包括的に実施させる手法

DB方式

- 民間事業者に公共施設等の設計・建設を一括して発注する方式
- 資金調達や工事発注、所有は市が担う

包括的民間委託

- 公共施設等の維持管理・運営段階における複数業務・複数年度の性能発注による業務委託

PFI手法

PFI手法以外

4. 優先的検討の対象とする事業

優先的検討の対象事業

◇次の（ア）に該当する事業で、（イ）の事業費基準を満たす事業を、優先的検討の対象事業とする。

（ア）該当事業

- 建築物又はプラントの整備等の事業
- 利用料金の徴収を行う公共施設整備事業
- その他、民間事業者の資金、経営・技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業

（イ）事業費基準

- 事業費の総額が10億円以上の公共施設等の建設、製造又は改修に係る事業
- 単年度の事業費が1億円以上の公共施設等の運営等に係る事業

※上記の基準に該当しない場合であっても、他の地方公共団体において、同種施設にPPP/PFI手法を導入している例がある場合をはじめ、PPP/PFI手法の導入により、地域経済の活性化及び効果的・効率的な行政サービスの実施を目指す本市の市政運営の考え方にあうものであれば、積極的に優先的検討を行うことが望ましい。

対象事業の例外

◇次に掲げる公共施設整備事業は、本方針に基づく優先的検討を経ず、各手法の導入を検討するものとする。

- 既にPPP/PFI手法の導入が前提とされている公共施設整備事業
- 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく市場化テストの導入が前提とされている公共施設整備事業

◇次に掲げる公共施設整備事業を優先的検討の対象から除外する。

- 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業
- 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業

5. 優先的検討の流れ

優先的検討プロセス

【PPP／PFI手法導入の優先的検討開始】

- ・施設所管課にて公共施設等の整備等の発案
- ・優先的検討の対象か否かを確認
- ・優先的検討の対象の適否について、調査課へ報告

対象

対象外

優先的検討対象外

【適切なPPP／PFI手法の選択】

- ・前提条件の整理
- ・先行事例等を参考に、適切なPPP／PFI手法を選択
- ・指定管理者制度など既に事業実績があり、当該手法の導入が適切と判断されるものは、簡易な検討及び詳細な検討の省略が可能

左記以外

指定管理者制度など既に事業実績があり、当該手法の導入が適切と判断されるもの

【簡易な検討】

- ・定性評価、定量評価を実施し、選択したPPP／PFI手法の導入の適否について検討
- ・簡易な検討結果について、庁内会議にて協議を行い、詳細な検討に進むか否かを判断

有利

不利

PPP/PFI不採用評価結果公表

【詳細な検討（導入可能性調査）】

- ・専門的な外部コンサルタントの活用等により、導入可能性調査を実施（要予算措置）
- ・詳細な検討結果について、庁内会議で総合的に評価を行い、PPP／PFI手法の導入適否について判断

有利

不利

PPP/PFI不採用評価結果公表

【PPP／PFI手法を導入】